

規律調査会の委員の選任について（案）

規律調査会規程第3条第2項、同第4条第1項の規定に基づき、規律調査会の委員、議長を別紙の通り選任する。なお、同規程第3条第4項に基づき、別紙は非公表とする。

1. 任期 選任日より対象案件に係る検討終了まで

〈 参考 規律調査会規程 〉

（委員の選任等）

第3条 調査会は3名以上の委員で構成するものとする。

2 委員は、検討を行う案件に応じて、役職員以外の学識経験者、弁護士等のうちから理事会が選任する。

3 委員の任期は選任の対象となった案件に係る検討の終了までとする。

4 本機関は、委員の名簿を作成し、本機関の情報管理規程第4条に規定する「部外秘」の秘密情報として管理し、非公表とする。

5 理事会は、委員が職務の遂行に支障がある場合、不正と認められる行為があった場合、又はその他正当な理由があるときは、委員を解任することができる。

（議長の選任等）

第4条 調査会に、委員の中から理事会が選任する議長を置く。

2 議長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 議長に事故がある場合は、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

以上

【添付資料】

別紙：規律調査会 委員名簿